竹島の帰属と日本外務省作成の英文説明資料(Minor Islands Adjacent to Japan Proper)

島根県竹島問題研究顧問 藤井賢二

〔概要〕

- (1)対日平和条約作成にあたって、米国は 1949 年に竹島の帰属先を朝鮮から日本に変更した。変更の要因となったのは Minor Islands Adjacent to Japan Proper と題された、講和に向けて日本外務省が作成した英文説明資料の竹島関連の記述と考えられる。
- (2)日本外務省は 1946 年の SCAPIN-677 に対応して英文説明資料の作成を始めた。その努力は実を結び、カイロ宣言の「日本国は暴力及び貪慾により日本国が略取したる一切の地域より駆逐されるべし」は竹島には当たらないことを米国は理解することになる。
- (3)英文説明資料の竹島関連の記述や作成意図には韓国側からの批判があるが、それらは事実に基づくものではなく、かえって韓国の竹島領有主張の問題点を浮かび上がらせる。

はじめに

1945年の敗戦以来、連合国軍最高司令官総司令部(GHQ/SCAP、以下「総司令部」と略記)の 占領下にあった日本は、1951年9月調印のサンフランシスコ平和条約で国際社会に復帰した。 先行研究¹で明らかなように、この条約で竹島は日本領に残された。1949年12月、米国は対日 平和条約草案で、それまでの草案では日本が放棄する朝鮮の島を定めた条項にあった竹島を、 日本の領域範囲を定めた条項に移した。その後、日本の領域範囲を定めた条項はなくなったが、 竹島は日本領に残す米国の決定に変化はなかった。

本稿ではまず、米国が竹島の帰属先を朝鮮から日本に変更した経緯を確認する。そして変更をもたらしたと考えられる日本外務省作成の英文の説明資料を検討し、竹島問題の論議におけるその意義を考える。

1. 1949 年の二つの草案

米国務省が作成した 1949 年 11 月 2 日付草案と 1949 年 12 月 29 日付草案の竹島に関連す

¹塚本孝「サンフランシスコ条約と竹島 - 米外交文書集より - 」(『レファレンス』 389 国立国会図書館 調査立法考査局 1983年6月)、同前「平和条約と竹島(再論)」(『レファレンス』 518 1994年3月)、同前「対日平和条約と竹島の法的地位」(島嶼資料センター編刊『島嶼研究ジャーナル』 2-1 2012年 10月 東京)、同前「竹島に関する英文説明資料(1947年外務省作成)をめぐって」(『島嶼研究ジャーナル』 4-1 2014年11月)、山﨑佳子「韓国政府による竹島領有根拠の創作」(第2期島根県竹島問題研究会編『第2期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』島根県総務部総務課 2012年3月)、拙稿

完会編『第2期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』島根県総務部総務課 2012 年 3 月)、拙稿「サンフランシスコ平和条約における竹島の取扱いについて」(『島嶼研究ジャーナル』 10-1 2020 年 10 月)、拙稿「サンフランシスコ平和条約の領土条項と竹島 - 1951 年の交渉経緯を中心に - 」(公益財団法人日本国際問題研究所ウェブページに 2021 年 10 月掲載

https://www.jiia.or.jp/jic/2021/10/20211005-takeshima.pdf)、拙稿「竹島問題に関する 1996 年の韓国の主張について - 平和条約をめぐって - 」(『島嶼研究ジャーナル』 11-2-2022 年 3 月)、拙稿「竹島問題に関するニュージーランド政府外務省の調書について」(日本国際問題研究所ウェブページに 2023 年 7 月掲載 https://www.jiia.or.jp/jic/2023/07/Besshi.pdf)など。

る条文は次の【表1】の通りである(太字は藤井による。以下同じ)2。

【表1】

[第2章領域条項中の日本の領域範囲を定めた第3条]

1949年11月2日付草案

1. 日本の領土は、四主要島である本州、九州、四国及び北海道並びに瀬戸内海の島々、佐渡、隠岐列島、対馬、五島列島、北緯 29 度以北の琉球諸島、孀婦岩までの伊豆諸島、及び次の線の内側にある他のすべての島を含むすべての隣接諸島からなる。北緯 45 度東経 140 度の地点から始まり(略)

1949年12月29日付草案

1. 日本の領域は、四主要島である本州、九州、四国及び北海道並びに瀬戸内海の島々、対馬、竹島 (リアンクール岩) (Takeshima(Liancourt Rocks))、隠岐列島、佐渡、奥尻、礼文、利尻及び対馬・竹島・礼文の外側の海岸を結んだ線の内側にある他のすべての日本海の諸島、五島列島、北緯29度以北の琉球諸島及び東経127度以東北緯29度以北の東シナ海にある他のすべての諸島、孀婦岩までの伊豆諸島及びフィリピン海にあるこれより日本本土に近い他のすべての諸島、北緯43度35分(略)を含むすべての隣接諸小島からなる。

2. 前記のすべての諸島は、条約付属の地図上に示される。

2.この区画線は、条約付属の地図上に示される。

[日本が放棄する朝鮮の島を定めた第6条]

1949年11月2日付草案

1. 日本国は、ここに、朝鮮のために、朝鮮本土 並びに、済州島(Quelpart (Saishu To)、巨文島(the Nan How group (San To, or Komun Do) which forms Port Hamilton(Tonaikai))、鬱陵島(Dagelet Island(Utsuryo To, or Matsu Shima)、リアンク ール岩 (竹島) (Liancourt Rocks(Takeshima))、 及び第3条に記述する線の外にあり、かつ、東経 124度15分の経線の東、北緯33度の緯線の北、 豆満江河口から約3海里にある国境の海側の終点 からから北緯37度30分東経132度40分の地点 に引いた線より西にある、日本が権原を獲得した その他のすべての島嶼を含む、朝鮮のすべての沖 合島嶼に対するすべての権利及び権原を放棄す る。

2.この区画線は、条約付属の地図上に示される。

1949年12月29日付草案

1. 日本国は、ここに、朝鮮のために、朝鮮本土 並びに、済州島(Quelpart (Saishu To)、巨文島(the Nan How group (San To, or Komun Do) which forms Port Hamilton(Tonaikai))、鬱陵島(Dagelet Island(Utsuryo To, or Matsu Shima)、及び日本 が権原を獲得したその他の朝鮮のすべての沖合 島嶼を含む、朝鮮のすべての沖合島嶼に対するす べての権利及び権限を放棄する。

2.この区画線は、条約付属の地図上に示される。

²原資料(英文)は、11月草案は NARA(米国国立公文書館), RG59, 740.0011PW (PEACE) /11-749、12月草案は NARA, RG59, Lot54 D423, Japanese Peace Treaty Files of John Foster Dulles, Box 12, Treaty Drafts 1949-March 1951 である。

この表でわかるように、1949年11月2日付草案(以下「11月草案」と略記)では日本が放棄する朝鮮の島の一つであった竹島は、1949年12月29日付草案(以下「12月草案」と略記)では日本の領域範囲内の島に変わった。それが影響したのか、竹島の表記も「リアンクール岩(竹島)」から「竹島(リアンクール岩)」に変更されている。

2. シーボルドの修正意見

米国国務省が竹島の帰属先を朝鮮から日本に変えたのは、シーボルド(William Joseph Sebald)米国駐日政治顧問(実質的な駐日米国大使)の提言による。彼は1949年11月14日付の国務省バターワース(W. Walton Butterworth)極東担当国務次官補への電報で「リアンクール岩(竹島)の再考を勧告する。この島に対する日本の領土主張は古く、正当と思われる。安全保障の考慮がこの地に気象およびレーダー局を想定するかもしれない」と伝えた3。

彼はさらに 1949年 11月 19日付の国務長官宛書簡の添付文書で次のように述べた4。

朝鮮方面で日本がかつて領有していた諸島の処分に関し、リアンクール岩 (竹島)が我々の提案にかかる第3条において日本に属するものとして明記されることを提案する。この島に対する日本の領土主張は古く、正当と思われ、かつ、それを朝鮮沖合の島というのは困難である。また、合衆国の利害に関係のある問題として、安全保障の考慮からこの島に気象およびレーダー局を設置することが考えられるかもしれない。

シーボルドが、竹島を日本の放棄する朝鮮の島の一つとしていた 11 月草案の誤りに気付いた様子がわかる資料がある。国立国会図書館憲政資料室所蔵「在日米国大使館領事館・政治顧問部文書」中の 11 月草案への書き込みである。日本が放棄する朝鮮の島を定めた第6条のLiancourt Rocks(Takeshima)に下線が引かれ、?マークも付されている【画像1】5。この書き込みが、1949年11月19日付の国務長官宛書簡の添付文書の、竹島は「朝鮮沖合の島というのは困難である」という意見に反映した。「在日米国大使館領事館・政治顧問部文書」には11月草案より前の対日平和条約草案は収められておらず、シーボルドは本国国務省作成の草案を見て、この時はじめて竹島の帰属先についての誤りに気付いたと思われる。

シーボルドが誤りに気付くことができたのは、「在日米国大使館領事館・政治顧問部文書」にも収められている、日本外務省作成の Minor Islands Adjacent to Japan Proper という標題の英文の説明資料(以下「英文説明資料」と表記) 6 を読んでいたからであろう。「リアンクール岩(竹島)」の説明を含む英文説明資料の第IV部は 1947 年 6 月と表紙にあり【画像 2 】、同年 9 月に総司令部から本国国務省に送付されていた 7 。竹島の説明は次の通りである 8 。

³前掲註(1)「平和条約と竹島(再論)」42頁。

⁴前掲註(1)「平和条約と竹島(再論)」42~43頁。

⁵請求記号 FSP1377。原資料は 1949: Commentary on Treaty of peace with Japan (November 2, December 29), NARA, RG84 Records of Office of the U. S. Political Advisor for Japan, Tokyo Box No.46 Folder No.7。第2章領域条項で下線が引かれているのはこの箇所だけである。

⁶請求記号 FSP117・118。原資料は 1947: 801.45 Territorial Waters, Marginal Sea. NARA, RG84 Records of Office of the U. S. Political Advisor for Japan, Tokyo Box No.22 Folder No.24。

⁷前掲註(1)「竹島に関する英文説明資料(1947年外務省作成)をめぐって」58頁。

^{8「}隠州視聴合紀」の引用部分の原文は次の通りである。「隠州(略)戍亥間行二日一夜有松島、又一日程有竹島、[俗言磯竹島多竹魚海鹿(略)]。国立公文書館所蔵デジタルアーカイブで閲覧。請求番号:

I. リアンクール岩(竹島)

1. 地理

リアンクール岩は北緯 37 度 9 分、東経 131 度 56 分に位置し、島根県の隠岐諸島から約 86 ㎡にある。それぞれ 0.06 平方 ㎡と 0.02 平方 ㎡の一対の島と周囲の多くの岩礁からなる。この島は不毛の岩で構成されて植物類はまったく豊富でなく、鳥の糞に覆われて白く見える。奇妙な形の洞窟が点在するごつごつした海岸は、アシカの繁殖地として知られる。平地と飲料水がないため、人間の居住には適さない。周囲の岩礁の頂上はだいたい平らで、かろうじて海上にその姿を見せている。

2. 歴史

序で述べられたように、日本人はリアンクール岩の存在を古くから知っていた。しかし、現在知られているところにおいてもっとも古い文献上の記録は 1667 年に刊行された「隠州視聴合紀」の記述である。ここには次の記述がある。

隠岐国から北西に二日行くと松島があり、さらに同方向にもう一日行くと竹島がある。後者は別名磯竹島といい、竹や魚などが豊富である。

この松島がリアンクール岩(絵図)を指すことは明らかである。

その岩へのヨーロッパ人の知見はと言うと、フランスの捕鯨船リアンクール号が初めてその岩を目撃して現在名をつけたのが 1849 年だった。プチャーチン提督の指揮下のロシアのフリゲート艦パルラダ号は 1854 年に近海を測深したといわれる。その翌年英国中国艦隊のコルベット艦ホーネット号もまた、その岩の近接の海を測深した。

鬱陵島には朝鮮名があるがリアンクール岩にはなく、そして朝鮮で作成された地図に同島が見られないことに注目すべきである。1905年2月22日、島根県知事はリアンクール岩を県告示で島根県の隠岐支庁の管轄下に置いた。

3. 産業

上記のような自然条件によって誰もこの島に定住しなかったと推定される。しかし、 1904年に隠岐諸島の住民がこの島でアシカ猟をはじめ、その後結果毎年夏になると島 民は鬱陵島を基地として定期的にその岩に行き、季節的な仮の住居として小屋を建て た。

註3)現在の『米国水路測量』ではリアンクール岩を隠岐諸島の中で取り扱っている。

ここに述べられた日本人の竹島との歴史的な関わりや、「1905 年 2 月 22 日、島根県知事はリアンクール岩を県告示で島根県の隠岐支庁の管轄下に置いた」という情報によって、シーボルドは「この島に対する日本の領有権の主張は古く、正当と思われる」という判断を下すことができたと考えられる。

^{175-0144。}また「絵図」は巻末の長久保赤水「改正日本輿地路程全図」の部分図のことである。「在日米国大使館領事館・政治顧問部文書」中の英文説明資料第IV部ではこの部分図は確認できないが、次の国立国会図書館憲政資料室所蔵資料中の英文説明資料第IV部では確認できる。Records of the U.S. Department of State Relating to the Internal Affairs of Japan 1945-1949; Department of State decimal file 894, Wilmington, Del: Scholarly Resources, Inc., Reel 6. 請求記号は SIJ-3。

3. 英文説明資料の作成経緯

日本政府は講和に向けた準備のため、1946 年秋頃から米国向きの英文の説明資料を作成しており、とりわけ力を入れた領土問題に関する資料では、「沖縄、小笠原や、樺太、千島、齒舞、色丹等の地域につき、歴史的、地理的、民族的、經濟的のあらゆる見地から、これらが如何に日本と不可分の領土であるかを詳細に陳述した」と吉田茂元首相は回想している9。

英文説明資料は、第 I 部:千島列島・歯舞諸島及び色丹(1946年11月作成)、第 II 部:琉球及び他の南西諸島(1947年3月作成)、第 III 部:小笠原諸島・火山列島(同前)、第 IV 部:太平洋の諸小島・日本海の諸小島(1947年6月作成)の四冊から構成される¹⁰。その作成の経緯は次の通りである。

1945年8月のポツダム宣言第8項は「「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島(minor islands)ニ局限セラルヘシ」であった。統合参謀本部(米軍における最高機関)が1945年11月3日付で承認した「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」の「1.この指令の目的及び範囲」(b)項には、「この指令にいう日本は、次のものを含むものと定められる。日本の主要な四島、すなわち北海道(エゾ)、本州、九州、四國及び對馬諸島を含む約1千の隣接小諸島 (about 1,000 smaller adjacent islands)」とあった。

この指令に基づき、1946 年に予定されていた衆議院総選挙のための日本政府の準備作業を指導する中で作成されたのが、総司令部覚書「若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに関する件」(1946 年 1 月 29 日付 SCAPIN-677) であった¹¹。総司令部が管轄できない地域を明確にして実際に選挙が実施できる地域を示したのであるが、作成の最終段階で、選挙のみならず日本政府の「政治上行政上」の管轄が及ばない地域を示す指令になっていた。

SCAPIN-677では、日本の旧領域が次の【表2】の三種類に分類された。

【表2】

[日本の範囲に含まれる地域]

日本の四主要島嶼(北海道、本州、四国、九州)と、対馬諸島、北緯 30 度以北の琉球(南西)諸島 (口之島を除く)を含む約1千の隣接諸小島 (approximately 1,000 smaller adjacent islands)

[日本の範囲から除かれる地域]

(a)鬱陵島、竹島、済州島 (b)北緯 30 度以南の琉球(南西)列島(口之島を含む)、伊豆、南方、小笠原、硫黄群島及び大東群島、沖ノ鳥島、南鳥島、中ノ鳥島を含むその他の外廓太平洋全諸島 (c)千島列島、歯舞群島 (水晶、勇留、秋勇留、志発、多楽島を含む)、色丹島

〔日本帝国政府の政治上および行政上の管轄権から特に除外される地域〕

(a) 1914 年世界大戦開始以後日本が委任統治その他の方法によって奪取又は占領した太平洋諸島の全

9吉田茂『回想十年 (第三巻)』(新潮社 1957年10月 東京) 25・26頁。

¹⁰領土問題に関する英文の説明資料は他に、1949年に作成された「南千島、歯舞、色丹」、「樺太」、「対馬」があった(西村熊雄『日本外交史 27 サンフランシスコ平和条約』鹿島研究所出版会 1971年 11月 東京 46頁)。

¹¹SCAPIN-677 の作成経緯については、福永文夫編『GHQ 民政局資料「占領改革」 選挙法・政治資金 規正法』(丸善 1997年11月 東京) および拙稿「新資料から検討する「SCAPIN-677」」(島根県 WEB 竹島問題研究所に 2023年8月30日掲載) を参照されたい。

部(b)満洲、台湾、澎湖諸島(c)朝鮮(d)樺太

これらのうち、日本政府の行政権が停止された「日本の範囲から除かれる地域」の設定は次の 問題を含んでいた。

一番目:「日本の範囲から除かれる地域」のほとんどが、吉田茂の言う「日本と不可分の領土である」地域であったことである。実際、1946年3月22日付 SCAPIN-841で伊豆諸島の日本の行政区域編入が実現したのは、SCAPIN-677の問題点12を示している。

二番目: SCAPIN-677 第6項に「この指令中のいかなる規定も、ポツダム宣言の第8項に述べられている諸小島の最終的決定に関する連合国の政策を示すものと解釈されてはならない」という規定はあったにせよ、「日本の範囲から除かれる地域」は最終的な日本の領域決定にあたって有力な指標となることが予想されたことである¹³。

英文説明資料の作成の取り纏めをした川上健三(当時外務省調査局所属)の解説¹⁴を読むと、外務省が上記の問題点をふまえて英文説明資料を作成したことがわかる。その経緯は次の通りであった。まず、SCAPIN-677の「日本の範囲から除かれる地域」を「日本政府の行政権停止区域で且つ将来その帰属が問題となるべき区域」として分類し直した。そして、この新たな分類に対応して英文説明資料を作成した。この経緯を整理したのが、藤井が作成した次の【表3】である。

【表3】

	「日本政府の行政権停止区域で且つ将来その帰属	英文説明資料での扱い
	が問題となるべき区域」の地域	
(a)	(一)鬱陵島、竹島及び済州島	第Ⅳ部:太平洋の諸小島・日本海の諸小島
(b)	(二)北緯 30 度以南の南西諸島(吐噶喇列島、奄美	第Ⅱ部:琉球及び他の南西諸島

¹²SCAPIN-677 作成に関わったホイットニー(Courtney Whitney)総司令部民政局長は、「日本の範囲から除かれる地域」とは連合国軍による軍政庁の占領下にある地域であり、連合国軍とは(a)は第 24軍団、(b)は太平洋艦隊総司令官、(c)はソ連軍であると説明した(前掲註(10)「新資料から検討する「SCAPIN-677」」5頁)。しかし、SCAPIN-677 によって竹島が在朝鮮米軍政庁の行政区域に移されたとする在朝鮮米軍政庁の公文書は、現在確認できない。U.S. Army Military Government-South Korea: Interim Government Activities, No.1, August 1947 と題する報告書には、「従前日本に属していたが、日本と朝鮮の漁業水域を画する恣意的な線を引いた最近の占領指令はトクトを朝鮮ゾーン内に置いた」とある(島根県 WEB 竹島問題研究所「竹島問題への意見 C. 戦後」

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima08/iken-C.html)。「恣意的な線」とは日本漁船や漁業者の操業禁止区域を定めたマッカーサーラインのことであるが、これはあくまでも日本人を規制するもので「朝鮮ゾーン」などありえない。もちろん SCAPIN-677 のことでもない。なお、外務省連絡官と総司令部民生局担当者との会談記録である、1946 年 2 月 13 日付の「行政の分離に関する司令部側との会談」(内閣官房領土・主権対策企画調整室ウェブページの「竹島資料ポータルサイト」掲載

https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/shiryo/takeshima/detail/t1946021300101.html。前記在朝鮮米軍政庁の報告もこのサイトに収録されている

https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/shiryo/takeshima/detail/t1947080000101.html) には、SCAPIN-677 について「鬱陵島は第二十四軍団の指揮下に在り」という総司令部側の説明があるが、竹島への言及はない。SCAPIN-677 で竹島が日本の行政区域から除外された理由については不明な点がある。 13実際、英国は19日平和条約草案の領土条項を作成する際に SCAPIN-677 を参考資料とした(拙稿

19美際、英国は対日平和条約卓案の領土条項を作成する際に SCAPIN-677 を参考資料とした(拙稿「対日講和条約と竹島 - 英国国立公文書館所蔵資料の検討 - 」(『島嶼研究ジャーナル』 8-2 2019 年 3 月)104~105 頁)。

14川上健三「連合国の占領及び管理下における外交」(『日本外交史 26 終戦から講和まで』鹿島研究所 出版会 1973 年 6 月 東京) 171~176 頁。

	群島、琉球諸島)	
(b)	(三)大東諸島、沖ノ鳥島、南鳥島、中ノ鳥島	第Ⅳ部:太平洋の諸小島・日本海の諸小島
(b)	(四)小笠原群島及び硫黄列島	第Ⅲ部:小笠原諸島・火山列島
(c)	(五)千島列島、歯舞群島、色丹島	第 I 部: 千島列島・歯舞諸島及び色丹

註:(1)左の欄の(a) \sim (c)は【表 2】の SCAPIN-677 の「日本の範囲から除かれる地域」での分類である。 (2)英文説明資料では、SCAPIN-677 の「日本の範囲から除かれる地域」にある「伊豆」、「済州島」 および実在しない「中ノ鳥島」は扱われていない。

こうして作成された英文説明資料について、川上健三は、「日本政府の行政権停止区域で且つ 将来その帰属が問題となるべき区域」の帰属がカイロ宣言で示された基本方針に従って決定さ れるよう、連合国に情報提供したものであると、次のように説明した¹⁵。

カイロ宣言において示された日本領域決定の際の基本方針、すなわち、(イ)第一次世界大戦の開始以後において日本国が奪取しまたは占領した太平洋における一切の島嶼を日本国より剥奪する、(ロ)満洲、台湾及び澎湖諸島のごとき日本国が中国人より盗取した一切の地域を中華民国が回復する、(ハ)日本国は暴力及び貪欲により日本国が略取した他の一切の地域より駆逐される、(ニ)やがて朝鮮を自由且つ独立のものたらしめる、との条件に照らして、その地域が果たしてそのいう条件に該当するかという見地から、その地域の発見、領有等の沿革、自然環境及びその経営等についてできるだけ客観的な形で叙述したものである。

連合国に残された資料を読むと、この「客観的な形で叙述した」英文説明資料に連合国が信頼を置いていたことがわかる。1947年7月4日に日本政府がアチソン(George Atcheson Jr.)総司令部外交局長に英文説明資料第Ⅲ部を送付した時の朝海浩一郎終戦連絡中央事務局総務部長による送り状16には、「参考のために(for your information)」送るとあった。1947年5月30日付の駐日オーストラリア連絡公館から本国外務省への電文には朝海総務部長が英文説明資料の第Ⅰ部を送付してきたという報告がある17。そこでは英文説明資料では千島列島・歯舞諸島及び色丹の簡単な地理と歴史、そして日本との地理的・生物学的・歴史的な関係が述べられていること、脚注で現在はソ連の占領下にあると指摘していることなどが説明された。日本政府が英文説明資料で千島列島などの領有権をことさらに主張しているという印象を持ったことを示す記述は見当たらない。

1948年1月26日付のニュージーランド外務省から駐オーストラリア大使宛メモ18には、英

¹⁶前掲註(6)に同じ。なお、前日の7月3日に浅海は英文説明資料第Ⅱ部をアチソンに手渡していた(前掲註(10)『日本外交史27 サンフランシスコ平和条約』32頁)。

¹⁵前掲註(14)「連合国の占領及び管理下における外交」174頁。

¹⁷NAA(オーストラリア国立公文書館), Item ID: 140368, Kuriles, Shikotan and Habomai [includes publication 'Minor Islands adjacent to Japan Proper - Part 1 - The Kurile Islands, The Habomais and Shikotan' Foreign Office, Japanese Government, November 1946]。このファイルには、英文説明資料第Ⅰ部の現物2部が残されている。

¹⁸Post-war settlement - Japanese peace settlement - Territorial (ANZ(ニュージーランド国立公文書館), ID: R20106519)。このファイルには、英文説明資料第Ⅰ・Ⅱ部の要約と第Ⅲ・Ⅳ部(文字部分のみをタイプで打ち直したもの)が残されている。この資料は公益財団法人日本国際問題研究所の出張依頼による調査で藤井が発掘した。

文説明資料の第 $I \cdot II$ 部の要約を作成して送ってくれたことへの謝意が述べられ、駐米ニュージーランド大使にこの「非常に興味深い(very interesting)」資料を送るとあり、残りの第 $III \cdot IV$ 部を近いうちに送ってくれることを歓迎すると結ばれていた。米国の反応も「ワシントンでは非常によい参考資料だとの評を受けた」であったという¹⁹。

川上健三は前記説明に続けて、「連合国側が日本領域決定に際しての判断に資するための事実の提供を目的とし、わが方の意見はできるだけ含めないようにすべきであり、したがってその事実については一々その根拠を明確にし、学問的にも薫り高いものとすべきである」という、岡崎勝男(当時外務省総務局長)の作成についての方針を紹介している。客観的な事実に基づく情報の提供に徹するというこの方針に従って作成された英文説明資料に、連合国は信頼を置いていた。

韓国の研究者である鄭 秉 崚は「この資料集は特定島嶼に対する日本の領有権を主張する目的で作成された」と主張する20が、英文説明資料は、直接的な領有主張は抑え、客観的な事実を説明すれば日本の領有主張の正しさは自ずと連合国にも伝わるという意図で作成された。この意図の通り、客観的な事実の提示はシーボルドに竹島は日本に帰属すべきであると判断させたのである。

4. 英文説明資料と鬱陵島

竹島の説明は英文説明資料の第IV部:太平洋の諸小島・日本海の諸小島の第2章「日本海の諸小島」にある。第2章は「序」で鬱陵島と竹島が日本人に古くから知られていたことや両島の名称の変遷の説明があり²¹、「i.リアンクール岩(竹島)」と題された竹島の説明、そして「ii. ダジュレー島(松島、鬱陵ないしウルルン島)」と題された鬱陵島の説明があった。

鄭秉峻は、「この資料集のもっとも大きな特徴は日本外務省が 1947 年 6 月に連合国を対象に公式刊行冊子で独島と鬱陵島が日本の付属島嶼の範囲に含まれると主張した事実だ」とし、英文説明資料に鬱陵島の説明があることについて次のように非難する²²。「日本は鬱陵島の日本の領有権を主張できないのに日本領付属島嶼に鬱陵島を含ませたのは明白な意図を持っていたためだ。すなわち、韓国領という事実にまったく疑問もない鬱陵島の韓国領有権を否定し、毀損して、その付属島嶼である独島の領有権を否定するためのものだった」。以下、この主張を検討する

まず、英文説明資料に鬱陵島の説明があるのは、すでに述べたように、英文説明資料が

²⁰鄭秉峻編『サンフランシスコ平和条約関連資料集 - 第二次世界大戦以後の日本外務省の領土問題資料 集と政策分析 - 』(東北アジア歴史財団 2021年12月 韓国語・英語) 44頁。鄭秉峻は梨花女子大学教 授。

¹⁹前掲註(9)『回想十年(第三巻)』26頁。

²¹田保橋潔「鬱陵島 その發見と領有」(青丘學會編『青丘學叢』3 大阪屋號書店 1931年2月 京城)を要約している。日本人の鬱陵島の認識について述べた「山陰道の漁民が、同島の存在を知悉したのは遙かに遡り、或は上代既に山陰道より隠岐諸島、リャンクウル島、鬱陵島を經由して、朝鮮國慶南道、江原道に至る海路の發見せられて居たことなきを保し難い」という田保橋の説明(13頁)を引用している。なお、英文説明資料の Seikyu-Gakuho は Seikyu-Gakuso の誤りである。

 $^{^{22}}$ 前掲註(20)『サンフランシスコ平和条約関連資料集 - 』 41 ~42 頁。同書で鄭秉峻はまた、1948 年 8 月に韓国の「憂国老人会 Patriotic Old Men's Association」が「独島、鬱陵島が韓国領に帰属せねばならない」と総司令部に請願(対馬も求めていたがそれには触れていない)した時、総司令部はすでに英文説明資料の内容を熟知していたと述べている(47 頁)。彼は『独島 1947-戦後 独島問題と韓米日関係-』(トルペゲ 坡州 2010 年 8 月 韓国語)で、総司令部が米国務省に愛国老人会の請願を送付しなかったため、国務省は独島が竹島であることがわからなかったとも述べている(261 頁)。

SCAPIN-677 の「日本の範囲から除かれる地域」についての情報提供という目的で作成されたことによる。よって、「(a)鬱陵島、竹島、済州島」の三島がまとめて説明の対象となった(【表2】参照のこと)。このうち済州島の説明がないのは、済州島は東シナ海にあって「日本海の諸小島」には該当しないからであろう。

次に、英文説明資料は「鬱陵島の韓国領有権を否定し、毀損して」いるという非難も正しくない。鄭秉峻は英文説明資料の鬱陵島の部分を概説する中で、「日本の文書には早くも 1004 年に「うるまの島」と呼ばれ、これは鬱陵島にあたる古代の日本語だ」、「韓国政府は 1400 年代以来長くこの島に対する空島政策に固執した」、文禄慶長の役以後「約1世紀間この島はすべての面で日本の漁業基地として残った」、「17世紀初めから日本と韓国の間で島の所有権問題をめぐる交渉が繰り返された」、「しかし韓国当局は上記で言及した事件(17世紀末の「元禄竹島一件」のこと・藤井補注・)の後ですら、空島政策に何ら変化はなかった」といった記述を強調した。そして「日本外務省は鬱陵島を日本領または日本の支配を受けた地域と描写しようとする意図」があると非難した23。

しかし、17世紀に日本人が鬱陵島を他国の抗議を受けることなく利用したことや、1880年代まで朝鮮の空島政策が維持されたのは事実であり、英文説明資料にはそのような事実が客観的に記されたにすぎない。「鬱陵島が日本の付属島嶼の範囲に含まれると主張」するとすれば不利な、「元禄竹島一件」による17世紀末の日本人の鬱陵島渡島禁止も英文説明資料には記されている(鄭秉峻の概説ではこの部分は省略されている)。

そして、英文説明資料には「鬱陵島の韓国領有権を否定し、毀損して、その付属島嶼である独島の領有権を否定」する明白な意図があると鄭秉峻は非難するが、ここに韓国の竹島領有主張の構造とその問題点が浮かび上がる。すなわち、韓国は竹島を鬱陵島の「属島」とし、鬱陵島と一体化させて竹島領有の正当性を主張してきた。しかし、竹島の「本島」であるはずの鬱陵島は長く朝鮮人の居住が許されず、朝鮮の行政区域として整備されたのは 1900 年のことであった。

ここで想起すべきは、竹島領有の根拠を記した日本政府第 2 回見解に反論するため、1954年に韓国政府内で行われた論議である。そこでは、17世紀の鬱陵島領有問題を詳しく説明するのは「日本側が鬱陵島に対してある程度の出漁、すなわち現代国際法上の用語で有効的な経営権を行使したことを我が方でも認定する」ことになるのではないか、また、「鬱陵島空島政策に対して我が方で率直にこれを認定した場合には、法律的に見て、我が国側では有効的で継続的な経営ができなかった点を認定」することになるのではないかという懸念が示された 24 。

日本政府は第2回見解で、「開国以前の日本には国際法の適用はないので、当時にあっては、実際に日本で日本の領土と考え、日本の領土として取り扱い、他の国がそれを争わなければ、それで領有するには十分であったと認められる」と 17 世紀の日本人の竹島の利用による領有根拠を主張していた。また、「李朝初期以来、長期にわたって鬱陵島に対し「空島政

²³前掲註(20)『サンフランシスコ平和条約関連資料集 - 』 43 頁。

 $^{^{24}}$ 拙稿「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(下)」(『島嶼研究ジャーナル』 $^{7-2}$ 2018年3月)45頁。韓国外交史料館所蔵資料「独島問題,1954」(分類番号:743.11JA 登録番号:4566制作年度:1954 政務局第一課作成)86 17 。

策」がとられていたのであるから、常識的にも同島よりさらにはるか沖合の孤島たる竹島に まで、韓国側の経営の手が延びていたとは考えられない」と指摘していた。

日本政府が第2回見解で示した竹島を日本領とする根拠は17世紀の鬱陵島にもあてはまるのではないか。すなわち、17世紀の鬱陵島は朝鮮の版図にはなかったとみなされても仕方がないのではないのか。それは韓国の竹島領有主張に影響するのではないか。このような懸念を抱いて1954年の韓国政府は論議した。竹島問題の論議において鬱陵島の歴史を検討することの危険性を、当時の韓国政府は理解していた。鄭秉峻の非難にも同様の危惧が感じられるのである。

おわりに

本稿の内容を二点にまとめたい。

一つ目は、サンフランシスコ平和条約で竹島が日本領に残された経緯が、1946年の SCAPIN-677 にまで遡ってわかってきたことである。 SCAPIN-677 で日本の行政区域から除かれる地域となった、竹島を含む「日本の範囲から除かれる地域」の「小諸島」について、日本外務省はそれらの島々についての地理や歴史など客観的な事実を記した Minor Islands Adjacent to Japan Proper と題された英文の説明資料を 1946~47 年に作成した。この説明資料は総司令部を通じて米国に送付され、連合国に肯定的に受け入れられた。竹島についての記述は、シーボルド米国駐日政治顧問が対日講和条約における竹島の帰属先を日本とするよう本国国務省に提案する要因となったと考えられる。

米国務省が 1950 年に作成した 1949 年 12 月作成の草案についての注釈書には、竹島は「「暴力と貪欲によって奪われた」のではなく(略)日本に残すことが条約交渉で疑問とされることはないであろう」とあった(本稿補論 15 頁で説明)。1943 年のカイロ宣言で示された日本領土決定の方針である「日本国は暴力及び貪慾により日本国が略取したる一切の地域より駆逐されるべし」は竹島には該当しない。この事実を米国に理解させた日本外務省の努力は、SCAPIN-677 への対応から始まったのである。

二つ目は、韓国側の Minor Islands Adjacent to Japan Proper への批判は事実に基づくものではなく、かえって韓国の竹島領有主張の問題点を浮かび上がらせることである。鄭秉峻は「この資料集は特定島嶼に対する日本の領有権を主張する目的で作成された」と主張するが、英文説明資料は、直接的な領有主張は避け、客観的な事実の説明に徹すれば日本の領有主張の正しさが自ずと連合国にも伝わるという意図で作成された。

鄭秉峻はまた、Minor Islands Adjacent to Japan Proper に鬱陵島の説明があることについて、「鬱陵島の韓国領有権を否定し、毀損して、その付属島嶼である独島の領有権を否定」する意図があると非難する。しかしその非難は、かえって、竹島を鬱陵島の「属島」とし、鬱陵島と一体化させてきた韓国の主張の問題点を浮かび上がらせる。鬱陵島は長く朝鮮人の居住が許されず、朝鮮の行政区域としての整備は 1900 年のことであった。竹島の「本島」であるはずの鬱陵島がそのような状態であったのに、鬱陵島よりはるかに遠い竹島に朝鮮半島にあった政府の支配が及んでいたのか、という疑問が提起されるのである。

補論 英文説明資料の竹島部分への韓国側批判

鄭秉峻は、英文説明資料の竹島部分について「日本は自国の利益のために嘘をつくこともためらわなかった」と、次のように批判する²⁵ (番号と下線は筆者による)。

日本外務省の主張によれば、日本人たちは古代から独島の存在を知っていて①1667 年 <u>に松島と命名</u>し、ヨーロッパ人たちは 1849 年にはリアンクール岩と命名した。一方、鬱 陵島とは異なり、リアンクール岩に対しては韓国名称がなく、韓国で製作された地図に現 れないと強調した。②日本だけがこの島に対する歴史的・地理的証拠を持っていて日本領 (であること・補注・)が明らかなら、あえて「韓国」を取り上げる必要はなかった。こ こで「韓国」を特定したのは逆説的に③独島が韓国領だという証拠と関連資料があって、 日本がこれを憂慮したことを反証するものだ。また鬱陵島がなぜ取り上げられたのかがわ かる。④鬱陵島を説明しなくては独島を説明することは不可能なためだ。

独島に関する韓国側名称と地図がないという説明は明白に完全な間違った主張だ。⑤少なくとも 17世紀以来韓国の地理誌、地図などに数多く独島 (于山島) が表示されていて、⑥独島という名称は日本側資料にも多数登場し、⑦大韓帝国勅令 41 号(1900)にも石島という名前で記録されているためだ。

⑧ 日本人たちが 1904 年にリアンクール岩で漁業を始め、1905 年 2 月 22 日に島根県所属になったことも日本の侵略を正当化するものにすぎない。特に隠岐島の住民たちが韓国領である鬱陵島を基地として独島で長期操業したということは当時の時点でも⑨独島が鬱陵島からのみ出漁・操業が可能な鬱陵島の属島だったことをよく示している。また日本帝国主義の韓国侵略時期だったため隠岐島の住民たちが鬱陵島を基地の島として独島の操業が可能だったことがわかる。

よく知られているように、1904 年 9 月に島根県の漁夫中井養三郎が日本政府に独島を日本領に編入させて自分に貸与することを請願した。次の年である⑩1905 年 1 月 28 日に日本政府は独島を竹島という名前で自国領に編入させて、これを島根県県報で告示した。⑪中井と日本政府は独島が韓国領だということを知っていた。⑫大韓帝国政府はこの事実を知ることができなかった。1年後の1906 年に鬱陵島郡守の報告でやっと事態を把握したが、露日戦争の渦中で日本の軍隊が王宮を占領して⑬外交権は剥奪された状況だった。⑭当時の韓国の言論の激烈な反発と反応はよく知られている。すなわち、⑮独島は日本が韓国を侵略する最初の段階で暴力と貪欲で略取した地域だった。

以下、下線部の記述ごとにこれらの批判について検討する。

①について

1667年は『隠州視聴合紀』が編まれた年であって竹島が「松島」と命名された年ではない。 なお、韓国には『隠州視聴合紀』を日本人が竹島を朝鮮領と認めた証拠とする主張があるが、 それは誤りである²⁶。

②について

²⁵前掲註(20)『サンフランシスコ平和条約関連資料集』47·45~46頁。

 $^{^{26}}$ 第3期島根県竹島問題研究会編『竹島問題 100 問 100 答』(ワック株式会社 2014 年3月 東京) 176 ~ 177 頁。

「地理的証拠」が英文説明資料のどの部分を指すのか不明である。英文説明資料の「1. 地理」の部分は領有根拠が述べられているわけではない。なお、竹島問題に関して韓国政府は地理的根拠を主張するが、仮に、ある島がある国の領土と距離的に近いことを地理的根拠とするならば、そのことのみを理由にその国の島の領有が認められた国際判例はない 27 。

③
 について

日本外務省は竹島が韓国領であることを示す資料を知っていたため、英文説明資料ではこと さらに韓国の領有主張を封じる説明を行ったという主張であろうが、そのような資料の存在は 確認できない。

④について

竹島は鬱陵島の属島であると強調したいのであろう。しかし、鬱陵島ですら長く空島政策が続き朝鮮人の居住は 1880 年代初めまで許されず、1900 年になってやっと行政区域の整備が行われた。その鬱陵島よりも朝鮮本土からはるかに遠い竹島で朝鮮人が日常的に活動していたとは考えられない。竹島は鬱陵島と一体化した属島ではない。

⑤について

朝鮮で作成された 17世紀までの地図では、「于山島」は竹島の実際の位置とは異なる場所に描かれた²⁸。1711年の朴錫昌による「鬱陵島圖形」で描かれた「于山島」や、1899年に大韓帝国学務部編輯局が刊行した「大韓全図」の「于山」は、鬱陵島東側近くにある竹嶼であって竹島ではない²⁹。なお、1770年の『東国文献備考』などの官選文献にある「于山」についての記事は「元禄竹島一件」の時の安龍福の供述に由来するものであるが、当時の朝鮮政府は彼の言動は政府と無関係と述べており、竹島が朝鮮領であった根拠にはならない³⁰。

⑥について

田中阿歌麻呂「隠岐國竹島に關する地理學上の智識」(『地學雑誌』18-6 (東京地学協会 1906年6月 東京))や『朝鮮水路誌 第2改版』(水路部 1907年3月)の「韓人之ヲ独島ト書シ」という竹島についての記述は、1904年9月25日付の「軍艦新高行動日誌」の記述によるのであろう。「軍艦新高行動日誌」には、「韓人之ヲ独島ト書シ」は鬱陵島で「リアンコルド岩実見者ヨリ聴取リタル情報」とあり³¹、この「実見者」は日本人と考えられる。「独島」は朝鮮人が作成した資料、とりわけ公的文書に見られた呼称ではなく、「鬱陵島には朝鮮名があるがリアンクール岩にはなく(there is a Korean name for Dagelet, none exists for the Liancourts Rocks)、そして朝鮮で作成された地図には見られない」という説明は不自然ではない。

「独島」という語句を含む 1906 年 3 月の欝島郡守沈興澤の報告が韓国で知られることになったのは、1947 年 6 月 17 日付の慶尚北道知事から南朝鮮過渡政府民政長官宛「欝陵島所属獨島領有確認の件」に添付され、新聞報道されたことによる32。よって、英文説明資料の作成者

²⁷中野徹也「地理的近接性に基づく領域権原の可能性」(第4期島根県竹島問題研究会編『第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』島根県総務部総務課 2020年3月) 121頁。

²⁸池内敏『竹島問題とは何か』(名古屋大学出版会 2012年12月) 235~236頁。

²⁹前掲註 (26)『竹島問題 100 問 100 答』 90~91 頁。

³⁰塚本孝「竹島領有権をめぐる韓国政府の主張について - 政府広報資料『韓国の美しい島、獨島』の逐 条的検討 - 」(『東海法学』52 東海大学法学部 2016年9月 平塚)81~83頁。

 $^{^{31}}$ 「軍艦新高行動日誌 (5)」 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09050456700、明治 37 年 8 月 6 日~明治 37 年 9 月 9 日 66 17 ල

³²拙稿「竹島問題に関する韓国の主張の形成過程 - 1947年と 1996年の言説の検証 - 」(第5期島根県竹島問題研究会編『第5期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』島根県総務部総務課 2023年

が「独島」という名称を知る機会はなかった。なお、韓国人が竹島の古称とする「于山島」は 1953年、「三峰島」は1948年、「可支島」は1953年が初出と考えられる³³。

そして、次の事実も重要である。米国務省は 1951 年 7 月に駐米韓国大使から対日平和条約で韓国領とするよう要求された Dokdo について調査したが、「ワシントンのあらゆる資源に当たったが」特定できなかった³⁴。ほぼ同時期に同様の要請をされたオーストラリア外務省も、DOK DO について「我々の持っているどんな朝鮮の地図でも探し出すことができない」と述べた³⁵。米豪両国の外交担当者にとって「独島」という名称は存在しなかった。

⑦について

1900年10月25日付に発布された大韓帝国政府の勅令41号は鬱陵島を「欝島」と改称し、郡として江原道に所属させ、その管轄区域を「欝陵全島と竹島・石島」とするものであった。韓国はこの「石島」が竹島であると主張するが、「石」についての独自の解釈によるその説明に説得力はない。また、発布前に諮られた「欝陵島を欝島と改称して島監を郡主と改正に関する請議書」では欝島郡の範囲を「縦可八十里横為五十里」としているが、この範囲に竹島は入らない(「横為五十里」は約21kmであるが竹島は鬱陵島から90km近く離れている)36。勅令41号の「石島」は竹島ではない。

⑧について

明治時代の日本人の竹島での採介藻は 1890 年まで遡ることができ、1897 年頃からアシカ猟のために竹島に渡島するようになった³⁷。1904 年がはじまりということではない。

⑨について

1905 年作成と考えられる「竹島海驢実況覚書」(『竹島関係資料集第二集 島根県所蔵行政文書ー』(島根県総務部総務課 2011 年 2 月 91~95 頁) には、出猟者 8 組の内訳は、隠岐 6 組、山口県 1 組、鳥取県 1 組と記録されている。人夫 70 人のうち 16 人が朝鮮人とあるので、鬱陵島の朝鮮人を雇用したのであろうが、当時のアシカ猟が「鬱陵島からのみ出漁・操業が可能」であったということではない。日本統治期においても竹島の漁猟を鬱陵島住民が独占したわけではないことは諸研究で明らかである³⁸。なお、1883 年の日朝貿易規則(「朝鮮国ニ於テ日本人民貿易規則」)第 41 款により、鬱陵島が属する江原道での日本人の漁労は認められていた。⑩について

1905年1月28日、日本政府は竹島を島根県の所属とし、隠岐島司の所管とすることを閣議決定した。同年2月22日、島根県知事は竹島を隠岐島司の所管とすることを告示した。島根県知事の告示には、日本が竹島を「自国領に編入させ」たとは書かれていない。なお、『島根

県報』は1916年4月1日からの刊行であって、1905年にはまだない。

¹²月) $68\sim69$ 頁。韓国人の多くが竹島の存在を知るきっかけとなった「欝陵島所属獨島領有確認の件」の提出と英文説明資料の作成がほぼ同時であったことに何らかの関連性があるかは不明である。 33 拙著『竹島問題の起原 - 戦後日韓海洋紛争史 - 』(ミネルヴァ書房 2018 年 4 月 京都)242 頁。

³⁴前掲註(1)「竹島に関する英文説明資料(1947年外務省作成)をめぐって」63頁。

³⁵前掲註(1)「サンフランシスコ平和条約における竹島の取扱いについて」61 頁。Amendments to Draft Japanese Peace Treaty 27th July, 1951 (NAA, Item ID: 140412, Japanese peace settlement)。
36「韓国の主張を見てみよう」(内閣官房領土・主権対策企画調整室ウェブサイト

https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/taiou/takeshima/takeshima01-04.html).

³⁷川上健三『竹島の歴史地理学的研究』(古今書院 1966年8月 東京) 203頁。

 $^{^{38}}$ たとえば、拙稿「戦前の竹島・鬱陵島間海域におけるサバ延縄漁業試験について」(『島嶼研究ジャーナル』 $^{5-2}$ 2016 年 3 月) 58 60 頁、井上貴央「 1941 年の撮影と判明した竹島でのアシカ漁師の集合写真」(同前 $^{11-2}$ 2022 年 3 月)。

⑪について

中井養三郎が 1904 年 9 月に「りゃんこ島領土編入並ニ貸下願」を内務・外務・農商務 三大臣に提出した時には、竹島が大韓帝国領ではないかという彼の誤解は解消されていた。 彼は海図「朝鮮全岸」に竹島が掲載されているため同島を朝鮮領ではないかと思っていた が、肝付兼行海軍水路部長に海図は版図を示すものではないと説明されたためであった³⁹。

「日本政府は独島が韓国領だということを知っていた」というのは、1870年の「朝鮮國交際始末内探書」や 1877年の「太政官指令」を根拠としているのであろう。前者には「竹島松島朝鮮付屬ニ相成候始末」という調査項目があるが、それに対する報告本文に竹島(江戸時代の名称では「松島」)が「朝鮮付屬」になった経緯が書かれているわけではなく、「松島」についての書類はないと答えたのみであった40。これでは「日本政府は独島が韓国領だということを知っていた」ことにはならない。

後者の「太政官指令」については、近年の研究の進展⁴¹により、「太政官指令」は鬱陵島を対象としたもので竹島とは関係ないことが明らかになっている。なお、仮に「太政官指令」の「竹島外一島之義 本邦関係無之義ト可相心得事」が現在の竹島を日本と関係ないとしたものとしても、それで「独島が韓国領」になるわけではない。日本領でないことと朝鮮領であることは異なる。

⑫について

竹島の島根県編入は、1905 年 2 月 24 日付『山陰新聞』、同年 6 月 1 日付『読売新聞』、同年 6 月 16 日付『東京二六新聞』、さらには「帝國新領土竹島」(『地學雑誌』17-4 1905 年 4 月)で報道されており、大韓帝国政府がそれを知る機会がなかったとは考えられない42。

「1906年に鬱陵島郡守の報告でやっと事態を把握した」とあるが、欝島郡守(「鬱陵島郡守」ではない) 沈興澤が 1906年3月の島根県視察団の鬱陵島訪問によって竹島編入を知ったこと自体、竹島が大韓帝国の版図にはなかったことを示す。1905年8月の島根県知事一行の竹島視察を沈興澤が政府に報告した記録はない。それ以前から行われていた日本人の竹島での漁猟についてもそれを規制した記録もない。これらは 1900年の勅令41号で欝島郡守の竹島管轄を定めたという韓国の主張と矛盾する。

なお、沈興澤は視察団退去後に、下線部⑥への指摘でも触れた、江原道観察使への報告を作成した。その書き出しに「本郡所属独島は本郡の外洋百余里にありますが」とあり、「独島」の位置すらあいまいである。そして、この報告に勅令 41 号の「石島」という呼称はない。

③について

「外交権は剥奪された」ことの結果として、大韓帝国政府は 1905 年 2 月の竹島の島根県編入を一年後まで知らなかったという趣旨なのか、知ったけれども抗議できなかったという趣旨なのか判然としない。前者とすれば、1905 年 11 月 17 日締結の第二次日韓協

³⁹塚本孝「奥原碧雲竹島関係資料(奥原秀夫所蔵)をめぐって」(竹島問題研究会編『「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』島根県総務部総務課 2007年3月) 63~66頁。

⁴⁰塚本孝「朝鮮国交際始末内探書再考」(『島嶼研究ジャーナル』12·1 2022 年 10 月) 6 ~ 7 頁。

⁴¹竹島資料勉強会『竹島資料勉強会報告書 「明治 10 年太政官指令」の検証』(公益財団法人日本国際問題研究所 2022年3月 東京)、拙稿「新局面を迎えた「太政官指令」問題研究」(前掲註(26)『第5期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』)。

⁴²前掲註 (26) 『竹島問題 100 問 100 答』 88~89 頁。

約で日本が大韓帝国の外交権を接収したことと、大韓帝国政府が竹島編入を知らなかった ことの因果関係の説明が必要であろう。

後者とすれば、それは成り立たないことが、次の例ですでに明らかになっている。1906年2月の韓国統監府設置以降、大韓帝国政府は統監府に対して種々の案件について照会することができた。たとえば、慶尚北道の竹邊での日本海軍望楼跡地の不正売買を疑った大韓帝国政府は統監府に照会し、統監府は同年4月に売買は行われていないことを回答した43。竹島の島根県編入について大韓帝国政府は統監府に対して抗議できたが、抗議しなかったのが実態であった。

⑭について

沈興澤の報告の概略を記した記事として、(a)1906 年 5 月 9 日付『皇城新聞』の「雑報: 鬱 倅報告内部」、(b)1906 年 5 月 1 日付『大韓毎日申報』の「雑報:無變不有」、(c)黄玄による『梧下記聞』と『梅泉野録』の記述があることが知られる。これらの諸記事に「当時の韓国の言論の激烈な反発と反応」を見出すことはできない。(b)の記事は沈興澤の報告を受けて大韓帝国政府が発した 1906 年 5 月の「指令第三号」に言及しているという言説もある44が、「指令第三号」は「独島」が日本領という話は根拠がないとしてさらに調査を指示したもので、日本に抗議した記録ではない。

⑮について

この文言は、1943 年の米英華三国首脳によるカイロ宣言の「日本国は暴力及び貪慾により日本国が略取したる一切の地域より駆逐されるべし」に由来する。しかし、1950 年 7 月に米国務省作成が作成した 12 月草案の注釈書には、竹島は「「暴力と貪欲によって奪われた」のではなく(略)日本に残すことが条約交渉で疑問とされることはないであろう」とあった45。そもそも、この文言の前提となる、1905 年以前に朝鮮半島にあった政府が竹島を行政区域に組み入れていた記録はない。そのことは韓国政府も『獨島問題概論』(韓国政府外務部 1955 年)で認めている($13\sim14$ 頁)。よって、竹島は日本が「暴力と貪欲で略取した地域」ではない。

なお、『獨島問題概論』刊行時には、勅令 41 号の「石島」を竹島とする主張はまだ生まれていない。韓国が勅令 41 号を根拠として主張し始めたのは、発布から六十年以上も後の 1960 年代後半であった 46 。韓国人の多くが竹島の存在を知った 1947 年には「独島」の「石島」語源説がすでにあったにもかかわらず、それと勅令 41 号が約二十年間も結びつかなかったのは奇妙である。勅令 41 号は根拠にならないと思われていたと考えるのが自然である。

以上、鄭秉峻の批判は事実に基づくものではない。

 $^{^{43}}$ 前掲註 (26)『竹島問題 100 問 100 答』 $92\sim94$ 頁。前掲註(1)「韓国政府による竹島領有根拠の創作」 $63\sim64$ 頁。

⁴⁴慎鏞廈『独島の民族領土史研究』(知識産業社 1996年8月 ソウル 韓国語) 229頁。

⁴⁵拙稿「サンフランシスコ平和条約における竹島の取扱いについて」(『島嶼研究ジャーナル』10-

¹²⁰²⁰ 年 10 月) 46~48 頁。COMMENTARY ON DRAFT OF PEACE WITH JAPAN (NARA,RG59, Central Decimal File 1950-54 Box3006, 694.001/7-1850)。

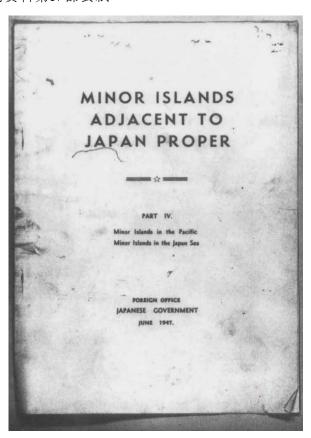
⁴⁶前掲註(41)『竹島資料勉強会報告書 「明治 10年太政官指令」の検証』157~159頁。

【画像1】1949年11月2日付草案中の日本が放棄する朝鮮の島を定めた第6条

1. Japan hereby renounces in favor of Korea all rights and titles to the Korean mainland territory and all offshore Korean islands, including Quelpart (Saishu To), the Nan How group (San To, or Komun Do) which forms Port Hamilton (Tonsikai), Dagelet Island (Utsuryo To, or Matsu Shima), Liancourt Rocks (Takeshima), and all other islands and islets to which Japan has acquired title lying outside the line described in Article 3 and to the east of the meridian 1240 15' E. longitude, north of the parallel 330 N. latitude, and west of a line from the seaward terminus of the boundary approximately three nautical miles from the mouth of the Tumen River to a point in 370 30' N. latitude, 1320 40' E. longitude. 2. This line is indicated on the map attached to the present Treaty.

国立国会図書館憲政資料室所蔵

【画像2】英文説明資料第Ⅳ部表紙



国立国会図書館憲政資料室所蔵